



障害福祉サービス
請求事務テキスト

【 電子版 】

(令和元年10月改定版)



Sample

ケアクラークウェブ

第1章 はじめに、目次

(1)はじめに

この度は本書をお手にとって頂き、ありがとうございました。

ここ10年ぐらいの間に、障害福祉サービスや障害児を対象としたサービスを行う事業所が増えてきていると感じています。我が国が高齢化社会に入って久しいですが、国全体で医療・福祉・介護などの社会保障に力を入れ、それを支える法律も整備されてきているからだと思います。

筆者(弊社ケアクラークウェブ)は、介護保険の請求と障害福祉サービスの給付の請求を代行で行っており、あわせて教育事業の一環として介護事務関連の教材発行をしておりました。そのなかで障害福祉サービスの請求事務についての教材の発行をすすめてきました。

最近では、介護保険サービスと併せて障害福祉サービスを行う事業所が増えている傾向です。障害福祉サービス事業所の指定を取り、パソコンとインターネットなどを導入し請求のための手続きを済ませば、あとは入力ソフトに情報を正確に入れ伝送すれば支給を受けることはできます。

しかし、請求事務の概要や算定のしくみを概要だけでもつかみたい。本書はそのようななかたに少しでもお役にたちたいと思い、出版を致しました。

そしてモバイル端末が普及している今日において、電子書籍のほうが学習に便利だろうということで本書の電子版を発行する運びとなりました。

Sample

(2)目次

- 第1章 はじめに、目次
- 第2章 障害福祉サービスの背景
- 第3章 サービスの内容(障害福祉サービス)
- 第4章 サービスの内容(障害児対象サービス)
- 第5章 算定の方法
- 第6章 利用の手続き
- 第7章 請求事務
- 第8章 上限月額管理
- 第9章 請求事例〔居宅介護〕
- 第10章 請求事例〔重度訪問介護〕
- 第11章 請求事例〔同行援護〕
- 第12章 請求事例〔就労継続支援A型〕
- 第13章 請求事例〔計画相談支援〕
- 第14章 請求事例〔放課後等デイサービス〕

Sample

第2章 背景

障害者福祉制度は、2003(平成15)年4月の『支援費制度』の導入により、従来の「措置制度」から大きく転換されました。措置制度では行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。

しかし、「身体・知的・精神という障害種別ごとでわかりにくく使いにくい」、「サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい」などの理由により、平成18年度から『障害者自立支援法』が施行されました。それによって、障害福祉サービスを共通の制度のもとで一元的に提供できるようになりました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に『障害者総合支援法』に法律の題名も変更されて施行されました。

障害者総合支援法の『目的』として、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うと明記されています。

Sample

一部抜粋

- 3-(1) 居宅介護
- 3-(2) 重度訪問介護
- 3-(3) 同行援護
- 3-(4) 行動援護
- 3-(5) 療養介護
- 3-(6) 生活介護
- 3-(7) 短期入所（ショートステイ）
- 3-(8) 重度障害者等包括支援
- 3-(9) 施設入所支援
- 3-(10) 自立訓練（機能訓練）
- 3-(11) 自立訓練（生活訓練）
- 3-(12) 就労移行支援
- 3-(13) 就労継続支援A型（雇成型）
- 3-(14) 就労継続支援B型（非雇成型）
- 3-(15) 共同生活援助（グループホーム）
- 3-(16) 自立生活援助
- 3-(17) 就労定着支援
- 3-(18) サービス利用支援（計画相談支援・障害児相談支援）
- 3-(19) 継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）
- 3-(20) 地域移行支援
- 3-(21) 地域定着支援

Sample

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

●対象者

障害支援区分が区分1以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の割合)である者

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあつては、次のいずれにも該当する支援の割合(障害児にあつては、これに相当する支援の割合)であること

a. 障害支援区分が区分2以上に該当していること

b. 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」:「全面的な支援が必要」

「移乗」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「移動」:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排尿」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

「排便」:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

●対象者

障害支援区分が区分4以上(病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であつて、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者)であつて、次のいずれかに該当する者

a. 次のいずれにも該当する者

ア. 二肢以上に麻痺等があること

イ. 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

b. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

※平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者については、重度訪問介護に係る緩和要件があります。

一部抜粋

- 5-(1) 単位数について
- 5-(2) 報酬の金額
- 5-(3) 単位数単価
- 5-(4) 利用者負担額
- 5-(5) 給付費(請求額)

(1) 単位数について

障害福祉サービスを提供した際の報酬は、「介護給付費等単位数表」にもとづいて算定されます。介護給付費等単位数表は、厚生労働大臣が定める算定基準です。

介護給付費等単位数表においては、サービスの対価が「単位数」として表されています。

障害児対象サービスの場合についても算定方法は同様になります。算定基準は「障害児通所給付費単位数表」として表されています。

《介護給付費等単位数表の例》

居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 249単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 393単位

障害福祉サービスおよび障害児対象サービスの給付費の請求においては、サービスコード表のサービスコードを使用します。「サービスコード」は、電子請求を円滑に行うためにつくられています。「サービスコード、サービス内容、単位数」がすべてセットとして設定されています。

〔参照資料〕

介護給付費等単位数サービスコード(令和元年10月施行版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000542573.pdf>

(2) 報酬の金額

報酬の金額は、「介護給付費等単位数表により算定する単位数」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(単位数単価)を乗じて得た金額になります。「報酬の金額」は、介護給付費・訓練等給付費等の請求上の「総費用額」に当たります。障害児対象サービスの場合についても計算の方法は同様になります。

(上記の)金額の計算で1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てをします。

報酬の金額
「単位数」×「単位数単価」
〔端数：小数点以下切り捨て〕

《簡単な例》

「居宅介護サービスにおいて居宅における身体介護を日中30分以上1時間未満」のサービスを、「東京都八王子市に所在する事業所」が行った場合は、「報酬の金額」は次のように計算します。(単位数単価=10.90円 ※3級地/居宅介護)

報酬の金額(総費用額) = $393 \times 10.90 = 4283.7 \rightarrow 4,283$ 円

Sample